

| 令和2年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号） | | | | | | |
|--------------------------|-------------------|-----------|----------|----------|-----------|----------|
| 令和2年9月16日 | | | | | | |
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開 会 開 議 | | | | 議 長 | |
| | 令和2年9月16日 午後1時00分 | | | | 星 正 彦 | |
| | 閉 会 開 議 | | | | 議 長 | |
| | 令和2年9月16日 午後2時05分 | | | | 星 正 彦 | |
| 出席及び 欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 添 田 政 勝 | 出 欠 | 1 1 | 西 藤 典 子 | 出 欠 |
| | 2 | 野 口 美 恵 子 | 出 欠 | 1 2 | 的 野 信 之 | 出 欠 |
| | 3 | 田 中 二 三 輝 | 出 欠 | 1 3 | 須 山 由 紀 生 | 出 欠 |
| | 4 | 宇 田 川 亮 | 出 欠 | | | |
| | 5 | 新 谷 留 晴 | 出 欠 | | | |
| | 6 | 篠 原 哲 哉 | 出 欠 | | | |
| | 7 | 星 正 彦 | 出 欠 | | | |
| | 8 | 有 働 徳 仁 | 出 欠 | | | |
| | 9 | 栗 田 美 和 | 出 欠 | | | |
| 10 | 許 斐 英 幸 | 出 欠 | | | | |
| 出席 13人 欠席 0人 欠員 0人 | | | | | | |
| 会議録署名 議員 | 1 | 添 田 政 勝 | | 2 | 野 口 美 恵 子 | |

| 職 務 出 席 | 議会事務局 局長 | 武 谷 朋 視 | 出 欠 | 議会事務局 局次長 | 長 浦 良 | 出 欠 |
|--|--------------------------|---------|-----|--------------|---------|-----|
| 地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名 | 町 長 | 岡 崎 邦 博 | 出 欠 | 会計課長 | 友 澤 和 子 | 出 欠 |
| | 教育長 | 栗 田 ゆかり | 出 欠 | 建設課長 | 松 永 憲 昌 | 出 欠 |
| | 総務課長 | 三 戸 公 則 | 出 欠 | 政策推進 課 長 | 高 橋 奈美江 | 出 欠 |
| | 福祉人権 課 長 | 芝 野 英 和 | 出 欠 | 地域振興 課 長 | 立 石 一 夫 | 出 欠 |
| | 税務住民 課 長 | 藤 原 光 徳 | 出 欠 | 上下水道 課 長 | 原 敏 勝 | 出 欠 |
| | 農政環境課長 兼農業委員会 事務局長 | 筒 井 英 和 | 出 欠 | 教育課長 | 古 後 憲 浩 | 出 欠 |
| | 保険健康 課 長 | 梶 栗 恭 輔 | 出 欠 | | | |
| 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り | | | | | |
| 付 議 事 件 | 別 紙 の と お り | | | | | |
| 会 議 経 過 | 別 紙 の と お り | | | | | |

令和2年第7回鞍手町議会定例会議事日程

9月16日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定 (決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第70号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第72号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第73号 令和元年度鞍手町水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第66号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第67号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第68号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第69号 令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第71号 令和元年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第58号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第60号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第5号) (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第63号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第64号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号) (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事(第30工区)
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事(第31工区)
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事(第32工区)
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第59号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第18 議案第61号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)

日程第19 議案第62号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（民生産業委員長報告）

追加日程第1 議案第77号 道路改良事業 本町・今村線外1路線道路改良工事請負契約の締結

日程第20 意見書第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

日程第21 閉会中の継続事件

令和2年9月16日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

台風10号における鞍手町の対応状況等について。

令和2年9月6日から7日にかけて接近した台風10号における鞍手町の対応状況及び被害状況について行政報告を行います。

9月1日夜、小笠原近海で台風10号が発生し発達しながら南大東島から沖縄、そして九州全域を暴風域に巻き込みながら朝鮮半島に上陸した後、9月8日未明、中国で勢力を落とし温帯低気圧となりました。

過去最強クラスの台風として発生当所から警戒されていた台風10号は、非常に強い勢力を保ちながら対馬海峡を通過しましたが、本町は6日日曜日の夜に暴風域に入り、その後7日月曜日の夕方に暴風域を脱しました。

テレビ報道等で気象庁が「九州に接近する台風としては異例の勢力で最大級の警戒が必要」と異例の警戒情報を発信したことを受け、本町では9月4日金曜日午後1時30分に警戒本部を設置し、その後の対応策について協議しました。

協議の内容としては、予報では本町に最も接近するのが9月6日の深夜であったため、6日日曜日の午前11時から中央公民館、総合福祉センター、古月小学校及び室木小学校の4箇所を自主避難所として開設することとし、併せて防災行政用無線により7日月曜日のゴミ収集の中止を事前にお知らせすることとしました。

翌日の9月5日土曜日の午前中から、町民より避難所に関する問合せが多数寄せられたことから、同日午後3時より急遽、第2回の警戒本部会議を開催し、避難所の増設等の協議を行いました。協議の結果、新たに剣北小学校を追加することとし、職員の配置体制等を見直しました。

各避難所は、6日午前9時より開設準備を行い、予定どおり午前11時に開所するとともに、防災無線、町ホームページ及び町のSNS等で町民に対し開所の周知を行いました。

また、鞍手町消防団より台風に対する注意喚起の広報活動を5日と6日の2日間に亘って行っていただいております。

中央公民館においては、避難所開設前から10世帯程度の避難者が受付に並ばれるという状況でした。また、本町が強風域に入ったころから各避難所へも徐々に避難される町民が増えてきました。

その後、台風10号が北上を続け鹿児島県や宮崎県などの被災状況が報道されるにつれ、

台風への更なる警戒が必要と判断し、もう一度住民に避難を呼びかけるため、6日午後4時半にエリアメールにより避難開始・高齢者等避難準備情報を発令いたしました。

避難所開設以降は、避難状況を逐次把握するため、計8回にわたり警戒本部会議を開催し、避難者数や避難物資の充足状況について確認してまいりました。

避難所を閉鎖するまでの各避難所の避難者は、中央公民館が49世帯88人、総合福祉センターが20世帯37人、古月小学校が13世帯23人、室木小学校が6世帯10人とペットの犬が1匹、剣北小学校が6世帯7人、そして中央公民館がいっぱいになったことから、6日午後4時30分より新たに鞍手中学校を開設し、8世帯15人の避難者を受け入れております。

その結果、最終的に受け入れた避難者は、6箇所の避難所で102世帯180人でありました。

各避難所の運営については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じており、受付時の手指消毒をはじめ、避難者にはマスクの着用を促すとともに、避難世帯ごとにパーテーション等を囲うなどの対応を行いました。

また、避難者の健康観察を行うため、6日午後6時から2名の保健師が各避難所を巡回しております。

さらに、もう一人の保健師1名を7日月曜日の早朝まで待機させ、避難者が体調の不調を訴えられた場合の対応に備えておりました。

なお、総合福祉センターにおいて89歳の男性がトイレに行く際、転倒された事案が発生しましたが、巡回中に居合わせた保健師が症状を確認するとともに、翌朝改めて症状を確認し大事に至らなかったこともご報告いたします。

今回の台風10号の接近に伴う避難所の開設や運営については、多くの職員で役割分担を確認した上で、昼夜を通して対応ができていたと考えております。

次に、台風10号による被害状況ですが、幸いにも大規模な被害は発生しておりませんが、公共施設等については、小学校の玄関ガラスが割れたこと、役場敷地内にある特定屋外喫煙所の屋根スレートが剥離したこと、西川かんがい施設の新延排水機場の屋根スレートの剥離及び外側排水機場の窓ガラスが一部破損したこと、その他交通安全施設の一部が破損したことなどの報告がっております。

また、町内においては、神崎区内において大木がN T Tの電線に倒れかかる被害があったほか、町内の道路8箇所で倒木等がっております。6箇所については既に対応済ですが、後2箇所については現在対応中であります。

以上が台風10号による15日現在での被害状況であります。

今回の台風10号の対応については、新型コロナ禍での対応でしたが、感染拡大防止のためのパーテーションなどの準備ができていたことや、中央公民館では7月の時点で嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の立ち会いの下、事前に避難スペースのレイアウト等の確認作業を行っていたことから混乱もなく避難所の開設、運営ができたと思います。

ただ全てが完璧であったわけではなく、反省点や改善する課題等がありました。

今回の台風10号の経験を踏まえ、11日金曜日午後3時より管理職において改めて避難所の開設や運営について協議を行い、反省点や改善する課題等について確認しております。

そして今回の反省点や課題等を改善しながら、より一層住民の皆様が安心して避難して頂ける避難所の開設、運営に努めてまいります。

以上、台風10号における鞍手町の対応状況及び被害状況についての報告です。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第65号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

許斐決算特別委員長。

○10番 許斐 英幸君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定するべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第65号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第65号について討論はありますか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定に対し賛成の立場で討論いたします。

本議案は、令和元年度の本町における各種事業内容の成果、すなわち行政サービスを受ける住民の満足度、またその行政サービスを行うにあたり、歳入額とのバランスを計る重要な議案であると理解をしております。

さて、本議案の歳入面を見てみると、本町における重要な歳入予算科目は、国からの交付金が大きなウェイトを占めている。しかしながら、町税の伸びも目を引くところであります。この町税の伸びは、人口の減少傾向の中、法人誘致の努力の結果であると評価することが出来ます。

今後、町有地の有効利用と民地の情報収集に努め、更なる法人誘致の努力と人口増加への取組みに期待をいたします。

一方、歳出面においては、町内各地に危険家屋や空家が目立っていることは誰しも感じていることと思慮いたします。

空家対策として取り組んでいる事業については、各種専門知識を有している方々との連携を構築するなどの努力を垣間見ることが出来、今後の積極的な事業展開に期待するところであります。

また、紆余曲折はあったものの、新庁舎建設に向けた事業も進み始めている。

本町のシンボリック的アピールとなる重要な新庁舎であることを十分に理解し、職員が一致団結して取り組んでいる姿に安堵感を覚えているところであります。

新庁舎建設にあたっては、担当職員の努力に敬意を表するところであります。

今後は、新庁舎完成に向け、担当職員は更なる努力を強いられることが推察されますが、町民が利用しやすく、愛着のある新庁舎が完成することを期待いたします。

これら以外でも多くの事業で成果を上げていることは評価に値すると解釈をしております。以上を理由に、議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第70号から、日程第4 議案第73号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第70号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第72号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第73号 令和元年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第70号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第70号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第72号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 7 3 号 令和元年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。
本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 7 3 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 5 議案第 6 6 号から日程第 9 議案第 7 1 号までの 5 件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須山民生産業委員長。

○ 1 3 番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 6 6 号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 6 7 号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 6 8 号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 6 9 号 令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 7 1 号 令和元年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○ 議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 6 6 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 7 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 9 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 7 1 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第67号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第68号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第69号 令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第71号 令和元年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第10 議案第58号から日程第16 議案第76号までの7件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第58号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例。

議案第60号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)。

議案第63号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

議案第64号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第30工区)請負契約の締結。

議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第31工区)請負契約の締結。

議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第32工区)請負契約の締結。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第58号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第58号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第30工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第31工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事（第32工区）請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第17 議案第59号から日程第19 議案第62号までの3件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第59号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

議案第61号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第62号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第59号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

町長から、議案第77号 道路改良事業 本町・今村線外1路線道路改良工事請負契約の締結について議案1件が追加提出されています。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第77号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

追加日程第1 議案第77号につきまして提案説明を申し上げます。

追加日程第1 議案第77号は、道路改良事業、本町・今村線外1路線道路改良工事請負契約の締結であります。

本議案は、道路改良事業 本町・今村線外1路線道路改良工事につきまして、9月4日に7社による指名競争入札の結果、契約金額は7,392万円、工期は、契約の効力の発生の日から令和3年3月24日までとして、福山総合建設株式会社代表取締役 木村美智子と契約を締結するものであります。

以上が、追加日程第1 議案第77号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第77号について質疑はありますか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

議案第77号の道路改良事業ということでございますが、この工事については当初から予定されていたものか、それとも緊急的な要因で工事が必要になったものかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

当所から計画には入っておりましたが、設計がしっかり間に合っていないので、今回追加で上げさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

当所からの計画にこの工事が入っていたということですが、設計等の関係で時期的なものが遅れて追加提案になったと、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その通りでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありますか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

くからて病院の関係もあるかと思うのですが、今度の工事箇所については救急車が入って来るような搬入道も出て来ると思うのですが、どういう工事内容なのか、蓋のない用水路とかも通っていますので、そこをどうするのかということも含めて教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

今回、くからて病院の建設に伴いまして渋滞を抑制する右折帯を設置するために今回の工事を上げさせております。このため現在の横の水路につきましては、ボックスカルバートで埋め殺した形で、その上を歩道として、今現在の歩道の部分につきましては道路の拡幅改良という形で考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。この角地に交番も来る予定ということになっていましたが、それもすぐ隣接してすんなり入れるようになるのだろうというふうに推察しますが、もう一つは本町・今村線添いのコンビニエンス側の民有地の工場跡地があります。ちょっと高台になっていますが、そこから草や木がおいかぶさって来るのです。町の予算で道路の除草工事の時に、そこを1m刈り込んで、上に登って木を切って、草も刈ってやっているのですが、その工事をやるときにここの民有地との話、隣接したところも関係して来ると思うのですが、その改良とかというのもしられるのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

今回の拡幅改良につきましては、反対側のセブンイレブン側の道路から向こう側につきましては、現況のままという形で、右側だけで改良するという形で考えていますので、工事にかかる前には地権者の方には了承いただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

現状のままということですが、本来町の予算でなくて、民有地ですから地権者がやっていたかないといけません、特にあそこは通学路で子ども達が一番通るような所で、横断歩道もあって危険なところなので、草が生い茂るのを町が危険を回避するためにそういうことをやっていますが、本来の姿に戻して民地で管理してもらうように、工事をやるにあたってそういう話しもぜひしていただきたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

町議の言うとおりでですね。そのように地権者の方にお話は持っていきたいとは思いますが、以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第77号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 13時44分

再開 14時00分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

追加日程第1 議案第77号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第77号 道路改良事業本町・今村線、外1路線道路改良工事請負契約の締結。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第77号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第77号 道路改良事業本町・今村線外1路線道路改良工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第20 意見書第2号を議題とします。

提出者を代表して、6番議員 篠原哲哉議員に趣旨説明をお願いします。

6番議員 篠原哲哉議員。

○6番 篠原 哲哉君

意見書第2号を提案いたします。

意見書第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

別紙意見書案を提出する。

令和2年9月16日提出。

提出者 鞍手町議会議員 篠原 哲哉

同じく 須山由紀生

提案理由

地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第2号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第21 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布したとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和2年第7回定例会を閉会します。

閉会 14時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 添 田 政 勝

議員 野 口 美 恵 子